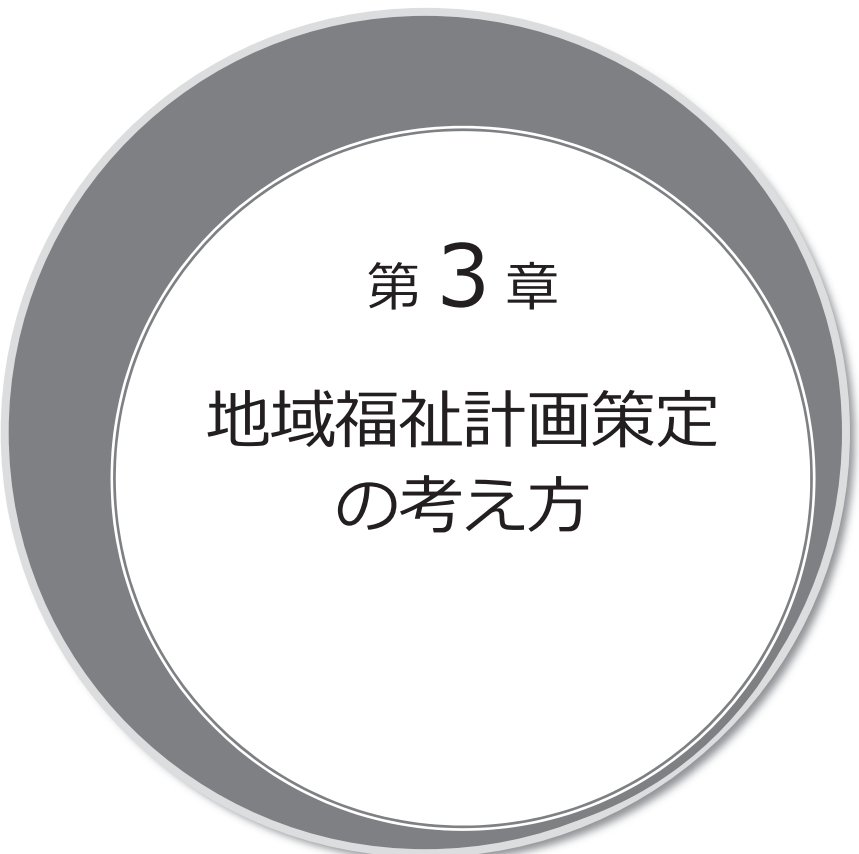




第 3 章

地域福祉計画策定 の考え方

第3章 地域福祉計画策定の考え方

1 計画の基本理念

誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指して

- ❑ 昭和 58 年に制定した「尼崎市民の福祉に関する条例」において、市民の参画を前提として、尼崎市らしい福祉の仕組みを市と市民がともに協働して創り上げていくという福祉を切り口とした地方自治の姿が示されています。
- ❑ また、平成 28 年 10 月に“まちづくり”に関する市民、行政の基本的な考え方、姿勢を定めた「尼崎市自治のまちづくり条例」が制定され、基本理念である「情報共有」「参画」「協働」「対話」が示されました。
- ❑ 第3期計画では、両条例の考え方を核としながら、尼崎市の“つよみ”である**多様性、包容力**を活かして、市民と行政が手を携え、ともに様々な世代に広がりつつある社会的孤立や社会的排除をなくし、「**誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指して**」取り組みを進めていきます。

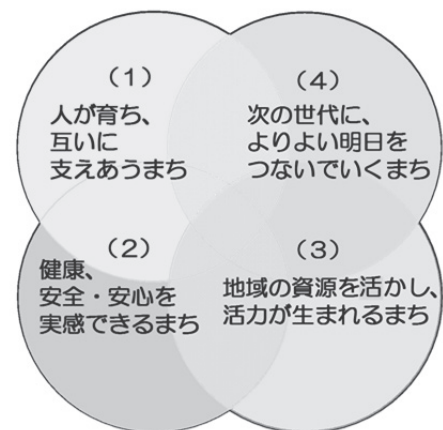
本計画の依拠する「尼崎市民の福祉に関する条例」の前文には、市が役割を積極的に果たすことは当然のこととしながら、支援を必要とするかどうかにかかわらず全ての市民が、同じ社会の構成員としてつながり、参画、協働し、支え合う地域社会を実現するといったソーシャルインクルージョンや、次の世代につなげていく持続可能なまちづくりにもつながる考えが示されています。

尼崎市総合計画では、尼崎市がこうありたいと願う4つのありたいまち

- (1) 人が育ち、互いに支えあうまち
- (2) 健康、安全・安心を実感できるまち
- (3) 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
- (4) 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

を掲げ、取り組みを進めています。

本計画の基本理念「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指して」は、まさにこの「ありたいまち」の姿を地域福祉という視点で示したものだといえます。



○ 尼崎市民の福祉に関する条例（前文抜粋）

すべて市民は、時代の推移にかかわらず、その所得、健康及び住宅が保障され、就労、教育及び社会参加の機会が確保されるなど市民としての生活の基礎的諸条件が整えられるとともに、自立と連帯の精神を自ら堅持することによって、生涯にわたり人間としての尊厳と自由が保障されるものである。

市民の福祉は、市がその責務を積極的に果たすとともに、市民が自らの生活における責任と市民としての自覚を堅持することによって達成していくものである。更に、市民の福祉は、自らの創意工夫と努力によって高め、築き上げていくものであり、すべての市民が触れ合い、連帯して生きていくことのできる社会、すなわち福祉社会を形成することによってこそ実現できるものである。

このような認識の上に立つて、市と市民が相携えて福祉社会の実現に努めることは、未来に生きる市民にとっても重要な課題であることを確認する。

2 取り組みを進めるための視点

基本理念の実現に向けて具体的な各施策・事業の展開を図るために、第3期計画では、尼崎市民の福祉に関する条例及び尼崎市自治のまちづくり条例の考え方を基にした次の視点を踏まえ、取り組みを進めます。

また、これらの視点は取り組みを評価するためのポイントとしても活用していきます。

○ 市民（当事者）主体の視点

全ての市民は、支援する側、支援を受ける側の双方の面をもっているため、みんながまちづくりの当事者として考え、行動することで、安心して暮らせる社会の実現につながります。

尼崎市では、地域の特性に応じた身近な交流の場を通して、気軽に地域の課題を話し合い、それをきっかけに地域住民が主体的に考え、活動が行われています。

こうした身近な地域の課題等についての話し合いや学びを通して、全ての市民が地域社会への関心を持ち、まちづくりの当事者として主体的に地域福祉活動に参画していくことを推進します。

○ 情報共有と参画・協働の視点

市民のまちづくりへの関心が高まり、主体的な参画が進んでいくためには身近な地域の課題を共有するとともに、多様な地域活動の主体が地域において活動しやすいように情報の共有が必要となります。そういった仕組みづくりとあわせて、行政の持つ様々な情報が、必要に応じて本人等の同意を得ながら提供されるよう取り組みます。

また、単独では解決できない課題の解決や、新たなまちづくりの取り組みが生まれるなど相乗効果が見込まれるため、多様な主体が社会や地域の一員として、また、まちづくりの当事者として対等な立場で参画し、適切な役割分担のもとで協働することを推進します。

○ 総合化・効率化の視点

地域における課題は、公的なサービスだけではきめ細やかな対応が難しいため、公的サービスの総合的な提供に合わせて、地域の様々な力を活かした取り組みが求められます。

また、行政の各分野において様々な課題に対応するための多様な会議体が設置され、目的、構成員が類似、重複するなど縦割りによる非効率化が課題となっています。限られた資源を有効に活用し、多様なニーズに応えた質の高いサービスを包括的に提供するためにも、各分野の重複するような内容を可能な限り総合化して取り組みの効率化に努めます。

○ 予防と早期把握の視点

地域の生活福祉課題の解決には、課題が複雑化、深刻化する前のできるだけ早い段階で、適切な支援につなげることが大切です。そのために、行政が持つ様々な情報を活用して、課題を抱える方を適切に把握するよう取り組むほか、市民からの相談に対しては表面化している課題に対応するだけでなく、潜在化している課題を把握し、情報提供や適切な支援につなぐことに努めます。

また、地域の個別課題は行政では把握が難しいこともあり、地域社会が個別課題を地域全体の課題として捉え、その発生を予防し対処していく取り組みを支援します。

3 計画の基本目標

統計データやアンケート調査、計画策定部会等での意見、第2期地域福祉計画の進捗状況から見えてきた5つの主な課題に対応するための次の3つの基本目標を設定し、取り組みを進めます。

基本目標1 「支え合い」を育む人づくり

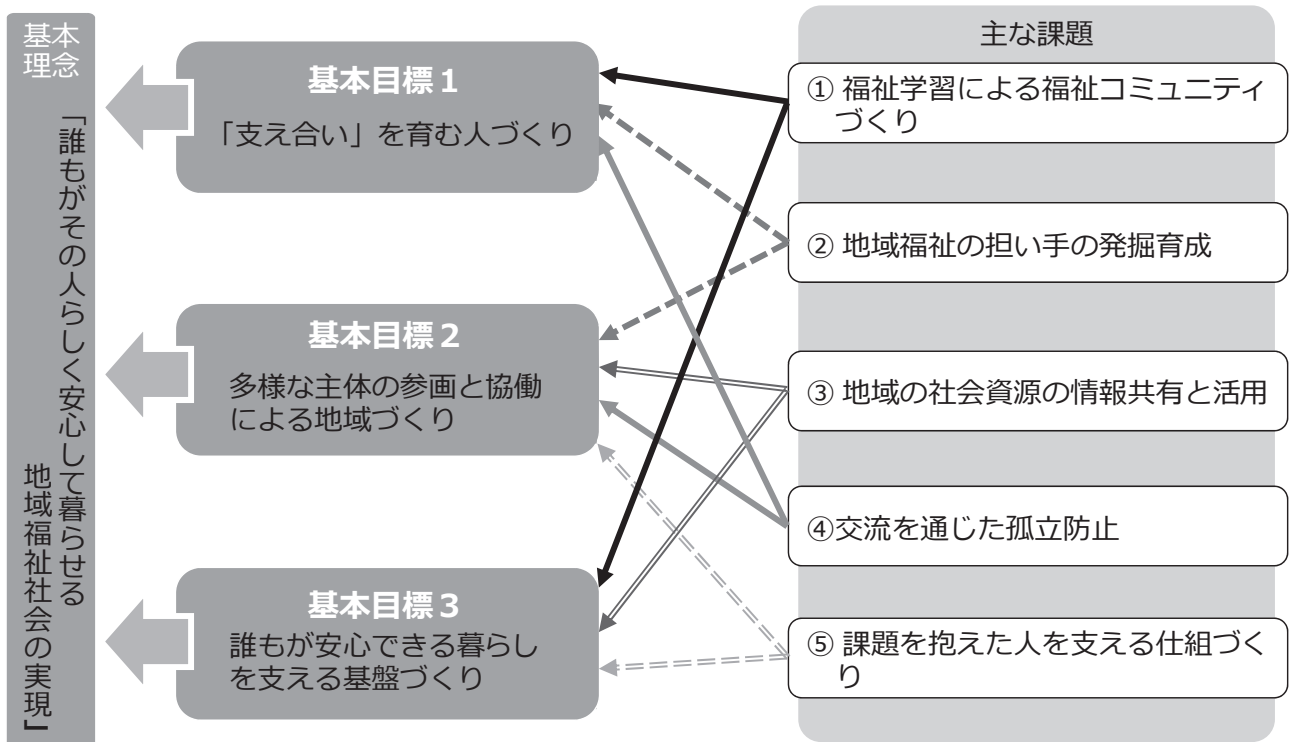
- ❑ 少子高齢化の進展や社会経済システムが発達してきたことを背景に、市民一人ひとりが地域社会の一員としてまちづくりに関わろうとする意識や支え合いの意識が低下し、地域のつながりの希薄化が広がっています。こうした状況は、住民同士の無関心を生み、また無関心は社会的孤立や社会的排除を生み出す一つの要因にもなります。
- ❑ 市民一人ひとりが性別、年齢、障がいの有無、国籍などに関わらず地域社会を構成する一員として多様性を認め合い、「支える」、「支えられる」という一方的な関係ではない「支え合い」の意識を、交流や学びの場などの様々な機会を通じて育み、シチズンシップ(社会を構成する一員として、より良い社会を創っていくために、一人ひとりがもつ当事者意識及び行動力をいう。)を高め、地域福祉を担う人材となるよう、その発掘、育成、支援を行います。

基本目標2 多様な主体の参画と協働による地域づくり

- ❑ 地域では多様化・複雑化した生活福祉課題が増えている一方で、地域福祉活動の担い手不足が課題となっており、これまで以上に地域福祉に取り組む市民や団体の連携の必要性が高まっています。
- ❑ 身近な地域で支え合うための地域福祉活動の活性化を図るために、活動に必要な情報提供を行うとともに、多様な主体が学び、話し合い、協働するための場づくりを進めます。また、多様な活動主体や分野を超えた専門機関が連携して、地域と協働しながら取り組むための地域、専門機関、市の重層的なネットワークを構築するなど、多様な主体の参画と協働による地域づくりを進めます。

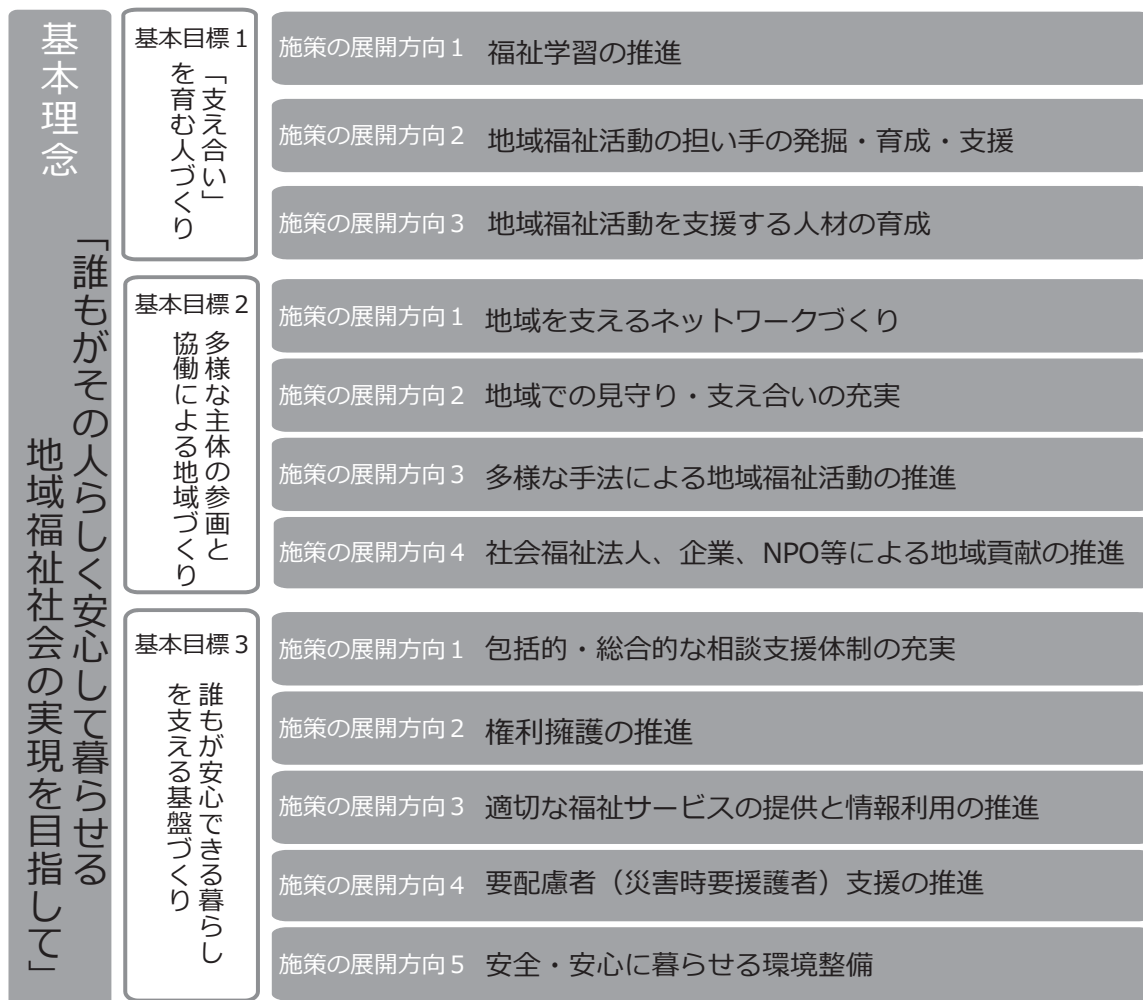
基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

- ❑ 様々な福祉ニーズに対応する公的なサービスや相談機関は充実してきたものの、制度の狭間にあって支援が届かない人、社会的孤立や社会的排除の状態にあることで支援に結び付かない人への対応が課題となっています。
- ❑ 支援の必要な人を早期に発見・把握し、支援を必要とする人が必要なサービスを適切に受けられるよう公的サービスによる総合的・包括的な支援とともに、身近な地域における相談支援体制を含めた重層的な支援体制の構築を行います。



4 施策体系

基本理念「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指して」の実現に向けて、基本目標ごとの施策の展開方向を位置づけました。



5 地域福祉を推進する主体の役割と協働の考え方

尼崎市民の福祉に関する条例に基づく市民、事業者及び市の3者の責務と役割を踏まえながら、第1期・第2期計画ともに協働の取り組みを進めています。

第3期計画においては、こうした協働の取り組みをさらに進めるうえで、新たに制定した尼崎市自治のまちづくり条例の考え方を基本として、市民(※)、事業者が、地域社会の一員として自覚を持ち、地域福祉を進める活動に積極的に参画するように努めるとともに、地域福祉を推進する多様な主体同士がお互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する“つよみ”を発揮することで、課題解決に向けた協働の取り組みを広げていくことが必要です。

ここでは、本市の地域福祉を推進する多様な主体のうち、主なものについての役割と協働の考え方について記載しています。

※ 地域の課題解決には、本市に関係する幅広い人々の参画が必要なため、この計画における市民は、本市に住む人だけではなく、本市に在勤、在学する人も含めています。

○ 尼崎市民の福祉に関する条例(抜粋)(S58.4 施行)

(市、事業者及び市民の責務)

第4条 市は、前2条の市民福祉の基本目標が実現されるよう、市民福祉に関する施策を有機的かつ総合的に策定し、実施するように努めなければならない。

2 事業者は、自らも地域社会の構成員であること及びその事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、その事業の運営に当たっては、市民福祉の向上に努めなければならない。

3 市民は、自らすすんで自助に努めるとともに、社会連帯の理念に基づき、市民福祉に関する施策の円滑な実施に協力するように努めなければならない。

○ 尼崎市自治のまちづくり条例(抜粋)(H28.10 施行)

(市民等の権利及び責務)

第4条 市民等は、まちづくりの主体として、まちづくりに関する情報を得ることができるとともに、まちづくりに参画することができる。

2 市民等は、まちづくりの主体としての自覚を持ち、まちづくりに参画するに当たっては、他者を理解する姿勢を持つとともに、自己の発言及び行動に責任を持つものとする。

3 市民等は、協働によるまちづくりを行うに当たっては、相互理解を深め、それぞれの自発性及び自主性を尊重するものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、子ども(市民のうち18歳未満のものをいう。)は、地域社会の一員として、年齢及び成長に応じて、第1項に規定する権利及び前2項に規定する責務を有するものとする。

5 第1項から第3項までに規定するもののほか、事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

(地域コミュニティにおける取組)

第9条 市民等は、ともに暮らしやすい地域を創ることに取り組むため、地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、互いに相手を思いやり、助け合う精神及び対話の姿勢を持つよう努めるものとする。

2 市民等及び市長等は、自治のまちづくりを進める上での地域コミュニティの重要性を認識し、地域コミュニティを育むために、次項から第5項までの規定による取組のほか、地域コミュニティにおける活動の活性化のための取組を行うよう努めるものとする。

3 市民及び事業者は、市民活動団体等の活動に参画するよう努めるものとする。

4 市民活動団体等は、市民、事業者及び他の市民活動団体等との連携を深め、それぞれが有する多様な能力が地域コミュニティにおいて発揮されるための取組を行うよう努めるものとする。

5 市長等は、市民等が前2項の規定による取組を自主的かつ主体的に行うことができるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○ 尼崎市社会福祉協議会

尼崎市社会福祉協議会
マスコットキャラクター「あまりん」



尼崎市社会福祉協議会(以下「市社会福祉協議会」という。)は、地域福祉を推進する様々な団体によって構成され、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的」として位置づけられている社会福祉法人です。しかし、尼崎市では、他都市でいう自治会・町会を基盤として「単位福祉協会」が設立されたという特有の経過があるため、自治会・町会としての面を強く意識をする市民も多くいます。

尼崎市社会福祉協議会組織図

(平成28年8月末日現在)

社協本部						
社協支部						
	〈中央支部〉	〈小田支部〉	〈大庄支部〉	〈立花支部〉	〈武庫支部〉	〈園田支部〉
社会福祉連絡協議会	12	13	15	10	12	13
単位福祉協会	97	121	103	114	77	93

(計75連協・605協会)

◎構成団体

民生児童委員協議会連合会／防犯連絡協議会／PTA連絡会／連合婦人会／遺族会／老人クラブ連合会
保護司会／身体障害者連盟福祉協会／子ども会連絡協議会／医師会／歯科医師会／薬剤師会
少年補導員連絡協議会／民間社会福祉施設連絡協議会／ボランティア代表

市社会福祉協議会は、尼崎市の地域福祉活動を推進する上で中心的な団体として、平成19年に地域福祉推進計画を策定し「みんなで支えあい、助けあう地域づくりをすすめます」を基本理念とし、「社協はほっときません」をスローガンに取り組みを進めています。

この市社会福祉協議会の地域福祉推進計画と「あまがさき地域福祉計画」とは、内容の一部を共有するなど調和の取れたものとして策定され、連携を図りながら取り組みを進めています。

これまでも、市社会福祉協議会では、地域福祉の推進を目的とした社会福祉法人であるとともに、地域の団体の多くを構成組織としている本市における最大の自治組織という”つよみ”を活かし、地域の様々な課題を発見し、地域と様々な地域活動の主体をつなげ、連携することで課題解決に向けた協働の取り組みを広げてきました。

こうした地域福祉活動に関するノウハウ等をもとに、これまでも市への提言、提案や先駆的な取り組みが行われていますが、こうした取り組みがより一層、期待されています。

◇ 西大島社会福祉連絡協議会の取り組み

西大島社会福祉連絡協議会(大庄支部)では、社会福祉連絡協議会、民生児童委員、老人クラブ、女性部、子ども会、ボランティア等の多様な主体が連携して様々な活動が行われています。

見守り活動や武庫川ボランティアグループが実施している住民相互の支え合い活動等(写真参照)の福祉活動のほか、バス研修やお花見等の各種行事でもそれぞれの主体が役割を持って企画・運営が行われています。

今後は、住民誰もが気軽に立ち寄り、集うことのできる居場所づくりや災害時要援護者避難支援への取り組みを一層進めていくことが検討されています。

また、定期的実施している地域福祉会議では、地域で起こっている様々な問題・課題の協議が行われ、参加主体それぞれの視点から解決に向けた意見を出し合い、地域をより良くするための検討が住民主体で行われています。



なお、市社会福祉協議会は、地域福祉の推進組織であるとともに、自治会の連合体でもあります。そのため、人それぞれによって「社会福祉協議会」の捉え方が異なる場合も考えられるため、本計画では、市社会福祉協議会を構成する組織の呼称を次のように使い分けます。

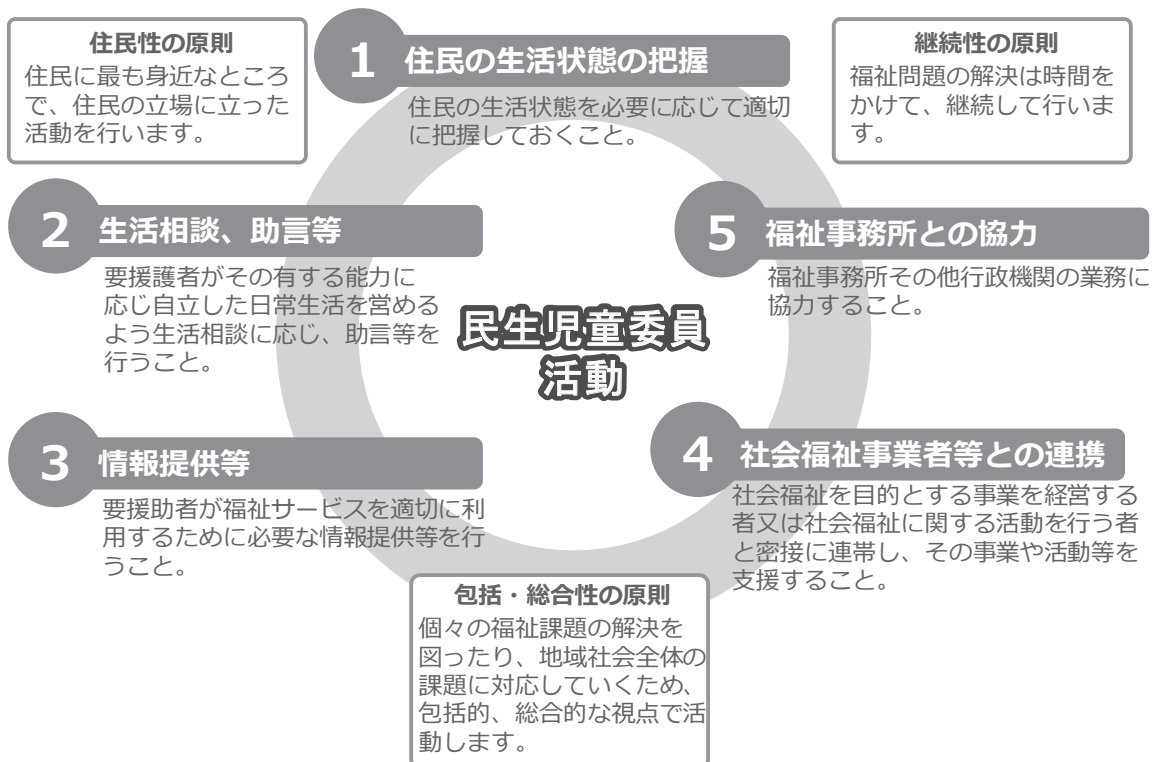
区分	呼称	説明
社会福祉法人としての組織	市社会福祉協議会	社会福祉法に規定された地域福祉推進主体
	社会福祉協議会本部事務局	社会福祉法に規定された地域福祉推進主体の本部事務局をいい、地域福祉の推進を図る事業を実施しています。
	社会福祉協議会支部	社会福祉法に規定された地域福祉推進主体の基幹的組織
	社会福祉協議会支部事務局	社会福祉法に規定された地域福祉推進主体の支部事務局をいい、社会福祉連絡協議会・単位福祉協会や地域の団体との連絡調整や地域福祉活動の支援を行うとともに、事業の企画・実施を行っています。
地域住民による地縁型組織	社会福祉連絡協議会	市の社会福祉協議会を構成する単位福祉協会の連合体
	単位福祉協会	市の社会福祉協議会を構成する地縁型組織の最も小さい単位

○ 民生児童委員

民生児童委員は、民生委員法により「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」と規定され、地域福祉における重要な役割を担っています。

本市においても、日常的な活動の中で要援護者の支援を行うだけでなく、子ども、高齢者等の要援護者の見守り、避難行動要支援者の避難支援をはじめ、サロン活動等の子どもから高齢者の支援に関する様々な地域福祉活動における重要な担い手にもなっています。

特に、地域に根差した日常的な活動を通じて、地域の生活福祉課題に触れることが多いことから、課題解決の糸口としても、その役割はますます重要になっています。



◇ 民生児童委員・主任児童委員の取り組み

～大庄地区の子育て支援「どんぐり広場」の取り組み～

大庄地区は子育て世帯が少ないため、母親と子どもが家庭で孤立してしまうことがないよう、民生児童委員、主任児童委員が月1回でも、子育て中のお母さんが気軽にしゃべりでき、遊びに訪れる居場所を作りたいという思いから「どんぐり広場」を開設しました。

子どもが季節に合わせた歌や工作、おしゃべりなどで楽しく過ごし、子どもが成長して一度広場を離れても、その弟や妹がまた利用できるようになるなど、「どんぐり広場」は、孤立しがちな子育て世帯の交流の場になるとともに、困りごとがあった時に、気軽に民生児童委員等に相談できる場所になっています。

こうした民生児童委員の取り組みで、地域に根差し、地域に必要とされる大切な居場所が作られています。



大型絵本の読み聞かせ会



1月の節分の豆まき

○ NPO 法人、ボランティア団体などの公益活動団体

特定の公益目的をもって活動している団体としてNPO 法人(特定非営利活動法人)、ボランティア団体などがあり、特にNPO 法人をはじめ新たな団体の数は年々増加傾向にあります。

その規模は大小様々ですが、本市においては福祉、まちづくり、社会教育、子育てなどをはじめ、多様な分野で活動を行うなど、欠かせない存在となっています。

地域福祉の向上を図る上で、NPO 法人などの団体の参画は、地域の住民や団体だけでは取り組むことが難しい課題に対応できる力となったり、地域での活動に厚み、幅が生まれることが期待されます。

◇ 認定NPO法人 子どものみらい尼崎 の取り組み ～「すこやかこどもカレッジ」～

子育て支援などに取り組む認定NPO法人子どものみらい尼崎では、貧困、ネグレクト等の課題のある小・中学生への支援プログラム「すこやかこどもカレッジ」を法人独自で取り組んでいます。

主任児童委員、市の子育てコミュニティワーカー、大学生、子育て中の母親ボランティアなどの協力を得て、家庭の経済状態によって格差が生まれる「学力」を支援するために家庭学習の場を確保したり、季節の行事などの「文化」を学ぶ機会を提供するほか、夏休み昼食会を実施することで、子どもの健やかな育ちを支援しています。



夏休み昼食会の活動風景

◇ NPO法人 兵庫県防災士会 の取り組み ～行政と防災に係る相互協力～

防災士とは「防災・減災」に取り組むボランティアです。「自助」「共助」「協働」を原則として、「公助」との連携に努め、社会の様々な場で、減災を進め、防災力向上を図る活動を行うため、防災・減災に十分な意識・知識・技能を有するとして、NPO法人日本防災士機構に資格認定された人たちです。



市制100周年防災フォーラムでのクマのぬいぐるみを使っての搬送体験

NPO法人兵庫県防災士会では、地域防災力の向上に努め、防災協働社会の実現に寄与することを活動理念として、防災士による市政出前講座講師(減災活動)、まちあるき防災マップや各地区避難訓練計画の作成支援など、地域及び防災関係機関等と連携し、減災に資する防災力向上を図る活動に取り組んでいます。

○ 社会福祉法人

尼崎市では、高齢者、障がい者、子ども等を対象として、専門的な機能を有し、様々な福祉サービスを行う社会福祉法人があります。

その中には、これまでも地域行事への参加や施設開放を行うほか、災害時の福祉避難所としての指定を受けるなど、地域の重要な拠点となっているところがあります。

社会福祉法人制度の見直しにより、地域における公益的な取り組みの充実が求められており、今後より一層、積極的に地域と一体となって地域福祉を支えていく主体としての役割が、全ての社会福祉法人に期待されています。

◇ 社会福祉法人あかねの取り組み ～「キッザケア 子ども介護職体験」～

社会福祉法人あかねで介護の職業体験イベント「キッザケア」が行われています。

地域の子どもが、介護施設で「介護士」「看護師」「管理栄養士」「保育士」の仕事を体験するイベントで、それぞれの体験後には疑似通貨キュアが支給され、最後に、野菜やお菓子と交換できる楽しい職業体験イベントです。

社会福祉法人あかねでは、こうしたイベントを通し、多くの子どもたち、一緒に来場する親世代にも介護の仕事の楽しさや、実際の介護現場を知ってもらい良いきっかけになればとの思いで、年2回無料で開催されています。

今と未来をつなぐ新しい試みとして、地域とともに取り組みが続けられています。



○ 地域の企業、事業所

尼崎市には様々な企業、事業所があります。尼崎市民の福祉に関する条例にも規定されているように、雇用機会の拡大、雇用環境の整備、就労の機会の確保など、生活困窮者が増える中で、一層その役割が期待されています。

また、企業、事業所の中には、市場原理に基づく行動のほかに、様々な形で社会貢献活動を行おうとする取り組みが増えてきており、地域福祉の推進においても、大きな役割を果たすことが期待されています。

◇ 生活協同組合コープこうべの取り組み ～災害時における協力～

災害が発生した場合において、被災等により社会福祉協議会本部（尼崎市東大物町 1-1-2）での災害時ボランティアセンターの設置が困難である場合などが想定されます。

このため、災害時にコープこうべ協同購入センター尼崎（尼崎市猪名寺 3-5-25）を活動場所として提供していただくとともに、市社会福祉協議会が提供場所で活動実施することなどを内容とした「尼崎市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」を、生活協同組合コープこうべ、市社会福祉協議会、市の3者で締結しました。



また、尼崎市防災会議女性部会での提言や災害時要援護者支援連絡会の意見等を受け、生活物資（流通備蓄）の追加・充実を図るよう、現在、市と生活協同組合コープこうべとの間で締結している「緊急時における生活物資に関する協定」の生活物資を29品目から50品目に増加する協定内容の変更を行いました。

○ 教育機関等

尼崎市には、小・中・高等学校及び大学、専門学校等、様々な教育機関等が存在します。こうした教育機関等は、教育・研究活動として、福祉人材の育成に重要な役割を果たしています。

また、学びと活動の拠点として、地域課題の解決に向けて地域と協働することで、地域を担う人材の育成にもつながることが期待されています。

◇ 園田学園女子大学の取り組み ～「尼崎発！子育て・親育ち応援サミット」～

園田学園女子大学のCOC事業の一つ「尼崎発！子育て・親育ち応援サミット」は、大学の教職員、学生と地域の子育て支援者、行政や市社会福祉協議会など、様々な立場の人々が集まって意見を出し合い、企画段階から協力してつくりあげたイベントです。

大学の先生と市民がチームを組んで子育てにかかる各セッションを運営し、情報交換コーナーは園田地域振興センターと市社会福祉協議会と市民がコーディネートしました。



※大学COC事業とは、大学等が自治体と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学等を支援することで、課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる、地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図ることを目的としています。

○ 当事者組織（セルフヘルプグループ）

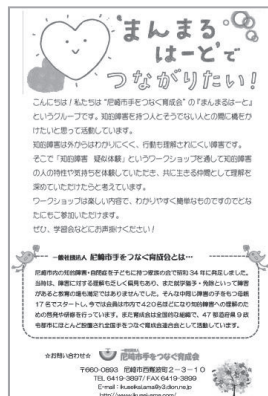
当事者組織とは、共通のニーズや課題、悩みを抱える当事者が出会い、ともに支え合っていくための集まりです。障がいのある人や、依存症に悩む人、暴力被害者、ひきこもり、ひとり親家庭である母子家庭や父子家庭の人、その家族など、市内だけではなく市域を超えた数多くの当事者組織があります。

本市においても、身体障害者連盟福祉協会や心身障害児（者）父母連合会、あまかれん、認知症介護者の会、断酒会、シングルマザーの会、不登校の子の親の会など、ニーズや課題、悩みに応じた当事者組織があります。

引き続き、地域社会で孤立しがちな人たちが、様々な活動を通じて社会参加を果たすことができるよう、課題や悩みを抱える人たちが集まることを希望するなどした場合のグループ化や組織化支援、当事者としての地域の活動への参画などについて取り組みが期待されています。

◇ 尼崎市手をつなぐ育成会の取り組み

～まんまるはーとのワークショップ「知的障害疑似体験」～



市内の知的障害・自閉症のある子どものいる家族の会“尼崎市手をつなぐ育成会”のグループである「まんまるはーと」は、知的障害のある人とそうでない人との間に橋をかけたいという思いで活動をしています。

知的障害は外からわかりにくく、行動も理解されにくいため、「知的障害疑似体験」という、楽しくわかりやすく、簡単に参加できるワークショップを通して知的障害のある人の特性や気持ちを体験し、共に生きる仲間として理解を深めていくことに取り組んでいます。



知的障害者疑似体験ワークショップの風景